



26 逗 個 情 運 発 第 7 号
2014 年（平成 26 年）5 月 23 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営
会 長 立 川 丈



臨時福祉給付金支給事務に係る個人情報の本人外収集・
目的外利用及び本人通知の省略について（答申）

2014 年（平成 26 年）4 月 18 日付け、諮問第 8 号「臨時福祉給付金支給事務に係る個人情報の本人外収集・目的外利用及び本人通知の省略について」に係る逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項、並びに第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項の規定に基づく、本人外収集・目的外利用及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

以上